

15 鳥取県公報

平成 23 年 11 月 1 日 (火) 号外第106号

	毎週火・金曜日発行
目 次	
職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員 規則の一部を改正する規則(24)(給与課)・・・・・・・	

人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する 規則をここに公布する。

平成23年11月1日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第24号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正 する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改 正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前	
(宿日直勤務) 第8条 略 2 任命権者は、休日 <u>(条例第11条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。)</u> 又はこれに準ずる日として人事委員会が指定	(宿日直勤務) 第8条 略 2 任命権者は、休日又はこれに準ずる日として人事 委員会が指定する日の正規の勤務時間において職員 に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずること	
する日の正規の勤務時間において職員に前項各号に	ができる。	
掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。		

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次 のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(宿日直勤務) 第7条 略 2 市町村教育委員会は、休日 <u>(条例第9条に規定す</u>	(宿日直勤務) 第7条 略
る祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。) 又はこれに準ずる日として人事委員会が 指定する日の正規の勤務時間において職員に前項に 掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。